

がんばろう高梁！事業者応援事業

新型コロナウイルス感染症対策 高梁市中小企業等事業継続支援金

高梁市では、新型コロナウイルス感染症対策として、経済的に影響を受けている中小企業・小規模事業者、個人事業主の皆さんを対象に、最大20万円の緊急的な支援金を交付し、事業者の皆さんの事業継続、経営安定化を応援します。

交付要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から10月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。

対象事業者

次のすべてに該当する中小企業者、小規模事業者(個人事業主※を含む)が対象になります。

- ・高梁市内に主たる事業所を置いていること。
- ・2020年3月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、さらに今後も事業を継続する意思があること。
- ※事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でないもの。

支援金額

- ①中小企業者の場合：**20万円** ②小規模事業者の場合：**10万円**

※ただし、1事業者につき、支援金の申請は1回限りとします。

申請方法

○申請書等は市のホームページからダウンロードできます。

・「高梁市中小企業等事業継続支援金 交付申請書」(様式第1号)に記入の上、次の書類を添えて、高梁市産業観光課へ提出してください。

①前年度の確定申告書類の写し

(法人:別表一・法人事業概況説明書、個人事業主:確定申告書B第一表 他)

②売上の状況を示した書類(売上台帳等)

「対象月の売上」「前年同月の売上」の比較ができるものであれば様式は任意です。市ホームページに掲載している「売上高等計算書」(様式第2号)を使用することもできます。

また、セーフティネット保証4号の認定書及び持続化給付金の給付通知書で代用可能とします。

③支援金の振込先の金融機関を確認する書類

④本人確認書類(個人事業主の方のみ)

申請期間

詳細は、裏面以降をご覧ください。

令和2年 7月 1日(水)～令和2年12月28日(月)



申請に必要な書類

申請書に加えて、以下の確認書類が必要です。

法人の方

※特例措置(2ページ下部)を受ける方は書類が異なるのでご注意ください。

- 前事業年度の確定申告書類の写し(別表一、及び法人事業概況説明書(両面))
- 売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
- 法人名義の口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方)

個人事業主の方

※特例措置(2ページ下部)を受ける方は書類が異なるのでご注意ください。

- 令和元年の確定申告書類の写し
 - ①青色申告者
令和元年分の確定申告書B第一表、及び所得税青色申告決算書(1、2ページ目)
 - ②白色申告者
令和元年分の確定申告書B第一表
- 売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方)
- 本人確認書類(次のいずれかの写し)
 - ・運転免許証(両面)又は運転経歴証明書(両面) ・マイナンバーカード(おもて面)
 - ・写真付きの住民基本台帳カード(おもて面)
 - ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書
 - ・公的民証明書(パスポート、健康保険証等)及び住民票の写し

※個人事業主の事業所が住民票の住所地にあって、申請書に屋号の記載がない場合は、上記に加えて事業実態が確認できる書類の写し(開業届、業務請負契約書など)が必要です。

事業継続支援金の提出方法など

申請書に必要な事項を記載し、申請内容を証明する書類(上記参照)を添付して、期限内に提出してください。(1事業者1回のみ)

- 申請期限は 令和2年12月28日(月) です。
- 申請書は、高梁市ホームページ又は産業観光課窓口で入手できます。

◇申請・お問い合わせ先

高梁市役所 産業振興課 [TEL:0866-21-0229](tel:0866-21-0229)

Q&A

Q1. 本支援金制度における中小企業者と小規模事業者とは？

A1. 資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下段3業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	

Q2. 対象とならない業種がありますか？

A2. 対象と対象外の業種は次のとおりです。

対象となりうる業種	対象とならない業種
<ul style="list-style-type: none"> ○会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) ○個人事業主(商工業者であること) ○医療法人 ○社会福祉法人 ○法人税法上の収益事業を行っている特定非営利活動法人 ○一般社団法人、一般財団法人 ○公益社団法人、公益財団法人 ○学校法人 ○協業組合等(農事組合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○宗教法人 ○農事組合 ○政治団体 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q3. 創業から1年未満や災害の影響等で前年同月比較ができない場合は？

A3. 売上高20%以上の減少要件に関して、次の特例を設けています。

①事業継続期間が短く申請時点で前年同月比較ができない方

・売上減少対象月を含む直近3か月の平均と対象月を比較することができます。その際には、開業届等の提出も必要となります。

②災害の影響を受けて比較が困難な方

・平成30年7月豪雨災害の事業用り災証明書を提出する場合、り災した年の前年同月の売上高と比較することができます。

③減少要件が他の制度で確認できる方

・売上高が20%以上減少したとして、信用保証協会の保証付融資(セーフティネット保証4号、危機関連保証)利用に係る市の認定を受けた方は、市の認定書をもって、売上減少確認書類に代えることができます。